

「Q&A」

Q：事業の目的は何ですか？

A：旅行者に対して消費喚起による観光産業等地域経済活性化を図るとともに、旅行者に正しい感染症対策を普及するために行うものです。

Q：どのような感染症対策を行うのですか？

A：常に目に見えるようにプレミアム観光商品券（以下「商品券」という。）の表紙に感染症対策を記述し、保健所の連絡先も記載することで万一の際に迅速な対応が出来るよう配慮しています。

Q：町民が購入することはできないのでしょうか。

A：対象は「観光客を含む旅行者」としていただきますので利尻島民（利尻富士町民・利尻町民）は購入できません。利尻島民以外のお盆等で帰省した方などは対象となります。

Q：町民が購入し、観光客等（帰省者含む）に配布してはいけないのでしょうか？

A：認められません。あくまで販売元で購入するようお願いいたします。

Q：至急換金してほしい場合対応できますか？

A：基本的には実施要領のとりの請求及び換金としますが、出来る範囲で対応いたします。

Q：取扱加盟店として、対応に注意することはありますか？

A：「**新北海道スタイル**」を遵守いただき感染予防対策の徹底をお願い致します。

Q：取扱加盟店を教えてください。

A：取扱加盟店は、商品券を購入いただいた際に一覧表をお配りします。
取扱加盟店は町から配布される「取扱加盟店」の張り紙を、必ず店頭に表示して下さい。

Q：1人何セットまで購入できますか？

A：1人10セットを上限としています。多くの観光客に利用いただくためご理解願います。

Q：1人1回しか購入できないのでしょうか？

A：基本的には、1人1回10セット上限で購入可能です。

Q：予約申込みは可能ですか？

A：予約申込みはできません。

Q：未使用及び不要になった商品券の払戻しはできますか？

A：払戻しはできません。

Q：商品を一度に使用する際の限度額はありますか？

A：限度額はございません。1人で購入できる10セット分を一度に使用することも可能です。

Q：商品券の販売時間を教えてください。

A：「海の駅おしどまり観光案内所窓口」午前8時～最終フェリー到着後まで

「役場窓口」午前8時半～午後5時まで。（平日のみ販売）

「利尻空港臨時観光案内所」ANA・JAL到着時間のみ（平日のみ販売）

Q：乳幼児の場合でも、旅行者1人として商品券を購入できますか？

A：はい。年齢制限ございませんので購入可能です。